

北海道自立支援協議会開催要領

第1 目的

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の構築を目指し、そのために必要な相談支援体制の整備方策等について有識者等から幅広く意見聴取等を行うため、北海道自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

第2 議題

協議会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 道内の地域自立支援協議会（市町村）ごとの相談支援体制の状況把握等に関すること。
- (2) 地域づくりコーディネーターの活動に関すること。
- (3) 相談支援従事者の研修のあり方に関すること。
- (4) 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例に基づく重層的な支援体制のあり方等に関すること。
- (5) 北海道障がい者施策推進審議会から提案された支援体制の整備方策に関する施策上の課題に関すること。
- (6) 北海道障がい福祉計画の策定等に関すること。
- (7) 専門的分野における支援方策に関すること。
- (8) その他、障がい者対策に関し必要な事項。

第3 構成

- (1) 協議会は、14名以内で構成する。
- (2) 構成員は、保健福祉部長が選定する。

第4 運営

- (1) 協議会は必要に応じて保健福祉部長が招集し、主催する。
- (2) 協議会に座長を置き、保健福祉部長が指名する。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 保健福祉部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第5 部会

- (1) 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。
- (2) 部会に関する事項は、別に定める。

第6 その他

- (1) 協議会の事務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和2年1月23日から施行する。